

環境影響評価制度 —現状と課題—

目次

- 1 環境影響評価制度の概要
- 2 環境アセスメントの実施状況
- 3 横浜市の環境の現状
- 4 制度の課題等

1 環境影響評価制度の概要(目的)

■ 制度の目的

事業者が、事業の実施に当たり、環境影響評価及び事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続きを定めることにより、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保に資することを目的とする。(条例第1条抜粋)

1 環境影響評価制度の概要(責務)

■事業者の責務

事業者は、自らの負担と責任において、手続きを適切かつ円滑に行い、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避、又は低減するよう努めなければならない。(条例第4条抜粋)

■市の責務

手続きが適切かつ円滑に行われるように事業者等に対し、必要な指導、助言、勧告、情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

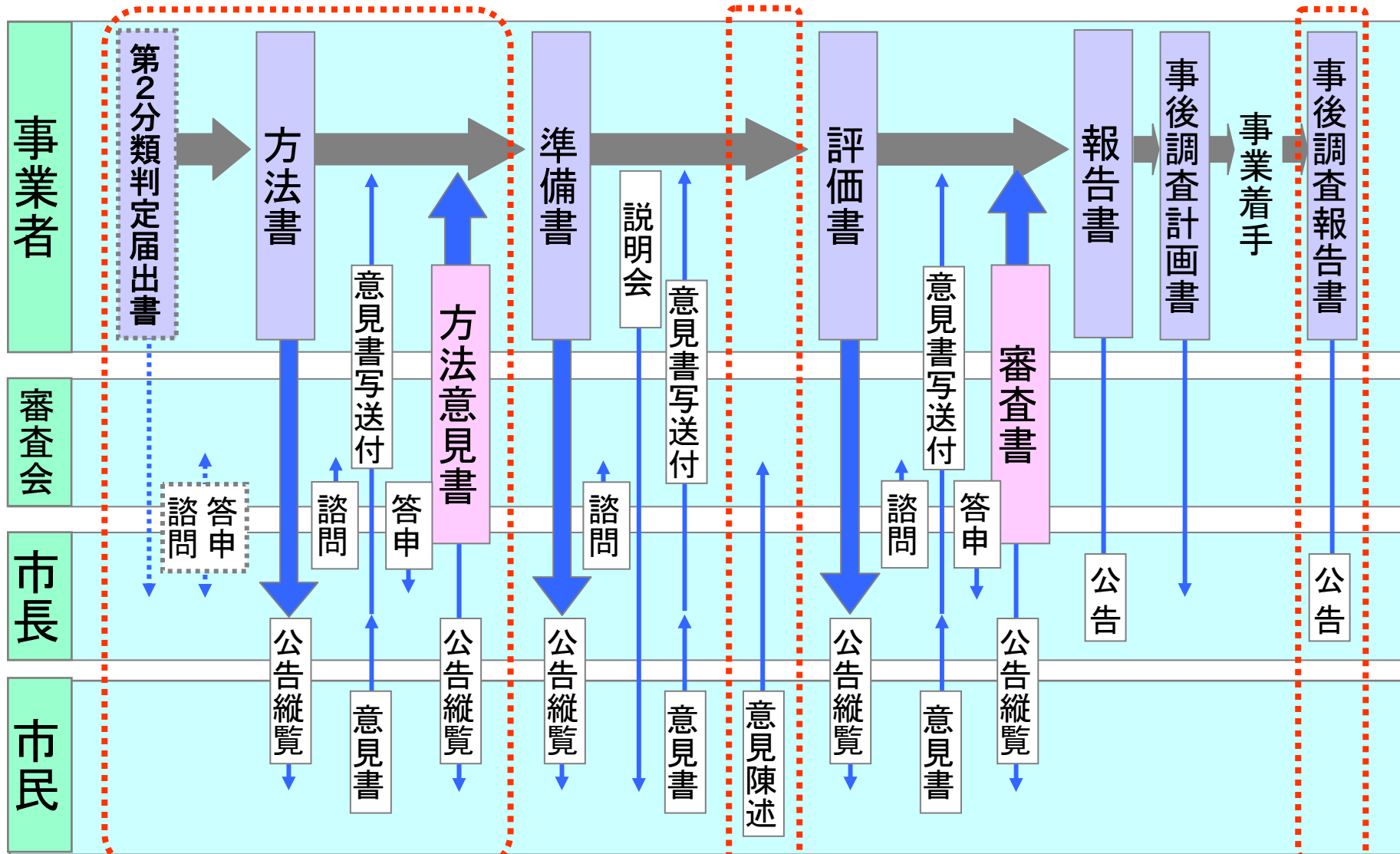
(条例第3条抜粋)

■市民の責務

手続きが適切かつ円滑に行われるよう、協力しなければならない

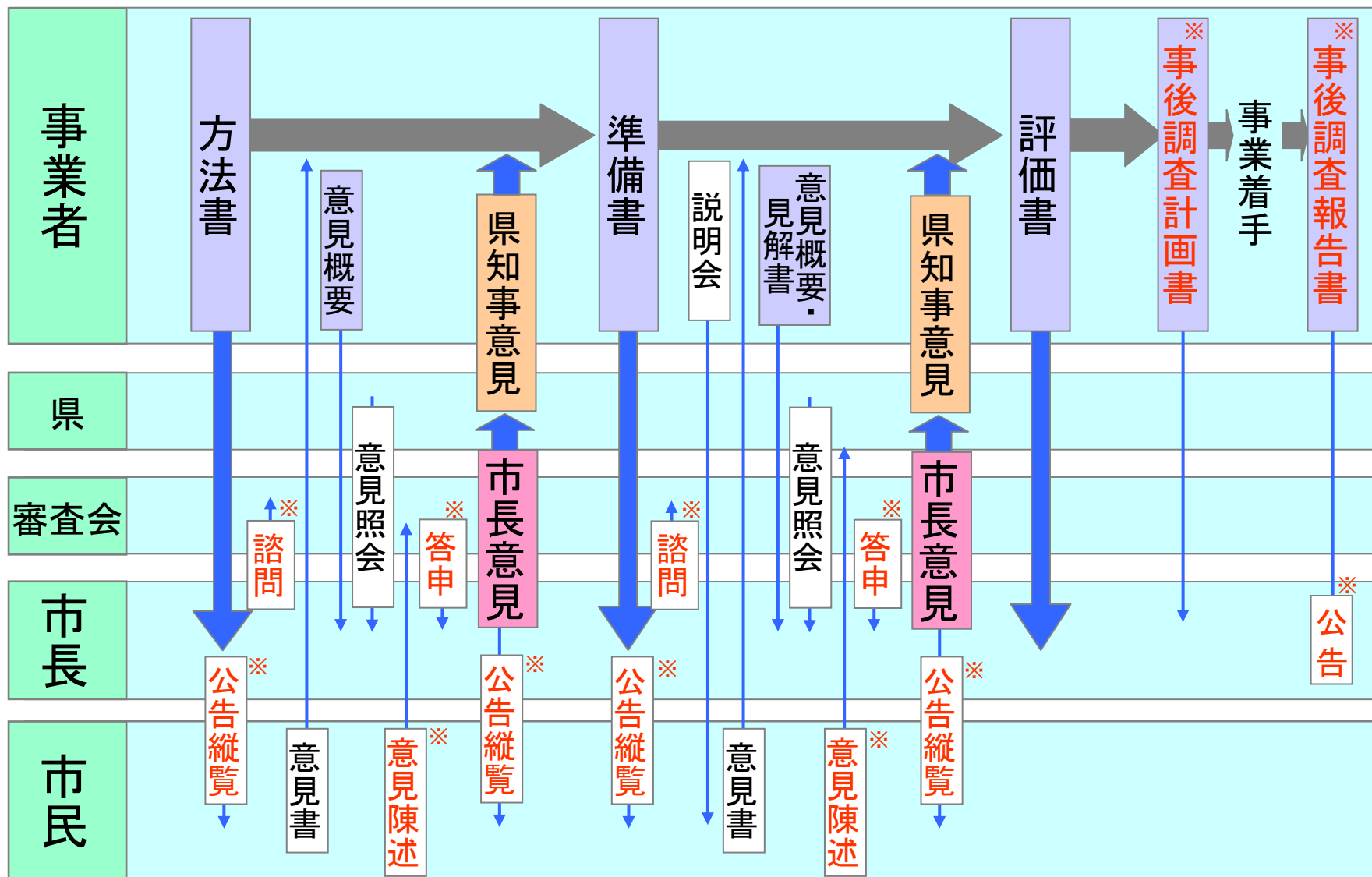
(条例第5条抜粋)

1 環境影響評価制度の概要(条例対象)



点線で囲んだ部分(赤枠)は、条例の制定に際し、導入した手続き

1 環境影響評価制度の概要（法対象）



※; 条例の規定による手続き(赤字)

1 環境影響評価制度の概要(対象事業)①

事業の種類		市条例での扱い等
	高速自動車国道	
	首都高速道路等	より小さい規模まで対象としている
	一般道路	
	新幹線鉄道	
	普通鉄道・軌道	より小さい規模まで対象としている
●	工場事業場	独自に対象としている
◆	大規模林道	対象としていない(市内で実施の可能性がない)
◆	ダム	
◆	湖沼開発・放水路	
◆	水力発電所	
◆	地熱発電所	
	火力発電所	
	原子力発電所	
●	特定電気事業・卸供給	独自に対象としている
●	変電所	
●	自然科学研究所	

◆;市条例では対象としない事業

●;市条例でのみ対象としている事業

1 環境影響評価制度の概要(対象事業)②

事業の種類		市条例での扱い等
	一般廃棄物最終処分場	より小さい規模まで対象としている
	産業廃棄物最終処分場	
●	産業廃棄物処理場	独自に対象としている
●	ごみ処理施設	
●	下水道終末処理場	
	飛行場	より小さい規模まで対象としている
	埋立・干拓	
●	高層建築物	独自に対象としている
●	第二種特定工作物(運動施設等)	
●	都市公園	
	工業団地造成事業	より小さい規模まで対象としている
	流通業務団地	
	土地区画整理事業	
●	その他の開発行為	独自に対象としている
◆	新住宅市街地開発事業	
◆	新都市基盤整備事業	
◆	宅地の造成	
	港湾計画	より小さい規模まで対象としている

- ◆; 市条例では対象としない事業
- ; 市条例でのみ対象としている事業

1 環境影響評価制度の概要(対象項目)

法	条例	指針	対象項目
●	評	◎	大気汚染
●	評	◎	水質汚濁
●	評	◎	土壌汚染
●	評	◎	騒音
●	評	◎	振動
●	評	◎	地盤沈下
●	評	◎	悪臭
	評	◎	低周波音
	評	◎	電波障害
	評	◎	日照障害
	評	◎	風害
●	評	◎	廃棄物・発生土
●	評	◎	水象
●	評		地形・地質
●	評	◎	植物・動物
●	評	◎	地域社会
●	評	◎	景観
	評	◎	文化財
	評	◎	安全

法	条例	指針	対象項目
	配	◎	電磁界
	配	◎	有害化学物質
	配	◎	光害
	配	◎	バイオハザード
	配		自然災害による二次災害
	配	◎	オゾン層破壊物質
●	配	◎	温室効果物質
	配	◎	熱帯木材の使用
		◎	省資源・省エネルギー
		◎	ヒートアイランド

市条例の対象項目を基に作成した都合上、法等の項目の名称とは必ずしも一致していない。

〔法〕 ●;法の評価項目

〔市条例〕 評;条例の環境影響評価項目

配;条例の環境影響配慮項目

(評価等の方法が確立されていないが
配慮を要する項目等)

〔指針〕 ◎;横浜市環境管理計画(環境配慮指針編)
に示される配慮項目

2 環境アセスメントの実施状況

■ 条例制定以降の審査案件数(手続中、市外を含む)

○ 第1分類事業

事業の種類	条例	法	計(市外)
道路	0	3	3
鉄道等	1	2	3(1)
発電所(法)	0	6	6(4)
自然科学研究所	1	/	1
廃棄物処理施設	9	0	9
高層建築物	9	/	9
開発行為	2	/	2
合計	22	11	33

斜線は、対象事業の区分がないもの

○ 第2分類事業

事業の種類	条例	判定
工場及び事業場	1	手続き不要
高層建築物	1	手続き不要
廃棄物処理施設	1	自主判断でアセス実施
合計	3	

2 環境アセスメントの実施状況

■市民意見の提出状況①(条例・法)

事業の種類	事業名		意見書数
道路	横浜湘南道路	法	157,025(準)
	高速横浜環状北線	法	295,947(準)
	北西線	法	398(方)
鉄道	相鉄・JR直通線	条	3(方・準)
	都市高速鉄道第5号市営地下鉄4号線	法	3,203(準)
廃棄物 処理施設	横浜リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト	条	0
	株式会社テルム中間処理施設設置事業	条	0
	光洲エコファクトリー横浜ベイ	条	0
	南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋立事業	条	17
	永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト	条	0
	ジー・イーテクノ産業廃棄物処理施設設置事業	条	0
	横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	条	6,294
	JFE環境(株)鶴見エコクリーン建設事業	条	83
	焼却灰リサイクル施設建設事業	条	5(方)

道路事業は、市民の関心が非常に高い

焼却施設は、市民の関心が高い

事業名については、一部省略してあります

(方;方法書のみ、準;準備書のみ、方・準;方法書と準備書)

2 環境アセスメントの実施状況

■ 市民意見の提出状況②(条例・法)

事業の種類	事業名		意見書数
発電所	根岸製油所ガス化複合発電所	法	11(方・準)
	扇島パワーステーション	法	5(方・準)
自然科学研究所	東洋薬科大学キャンパス新設事業	条	0
高層建築物	みなとみらい21地区40街区開発計画	条	0
	横浜山の内開発プロジェクト	条	8
	ヨコハマポートサイドA-3街区開発計画	条	4
	上大岡C南地区第一種市街地再開発事業	条	5
	北仲通北地区(A地区)再開発計画	条	12
	みなとみらい21中央地区42街区開発計画	条	2
	みなとみらい21中央地区67街区開発事業	条	3
	みなとみらい21 43街区 CSKグループ本社ビル建設事業	条	0
	みなとみらい21中央地区46街区開発事業	条	3
開発行為	上郷開発事業	条	1142
	ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	条	14

樹林地の開発
に対し、市民
の関心が高い

事業名については、一部省略してあります

(方・準;方法書と準備書)

2 環境アセスメントの実施状況

■ 市民意見の提出状況③(意見書数の変化)

事業名	方法書	準備書	評価書	合計
(仮称)上郷開発事業	414	389	339	1142
横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	549	1050	4695	6294
JFE環境(株)鶴見エコクリーン建設事業	11	25	47	83

手続きが進むに従い、
意見書の数は変わらないか、又は増加している。

2 環境アセスメントの実施状況

■ 手続き期間(条例)

事業の種類	手続き期間 (方法書提出～報告書公告)
自然科学研究所	1年7ヶ月
産業廃棄物処理施設	8ヶ月 ～ 1年4ヶ月
高層建築物	10ヶ月 ～ 1年5ヶ月
開発行為	1年 ～ 2年1ヶ月

概ね、
1年～2年間、手
続きを行っている。

(廃棄物処理施設については、中間処理施設(8件)でのみ算出)

2 環境アセスメントの実施状況

■事業形態の多様化

◆発電所

事業名	事業内容
横須賀パワー	IPP
根岸製油所ガス化複合発電所	IPP
川崎天然ガス発電所	PPSに供給
扇島パワーステーション	PPSに供給

【IPP】

一般電気事業者に電気を供給する事業者

【PPS】

一般電気事業者の電線を通じて電気を供給する事業者

◆高層建築物、開発行為に係る事業

事業名	制度
横浜山の内開発プロジェクト	都市再生特別地区、都市計画提案 ¹⁾
(仮称)上郷開発事業	都市計画提案
ダイコク・ディストリビューションセンター開発事業	特定目的会社

- 1)「都市再生特別措置法」による都市計画提案 2)「都市計画法」による都市計画提案
3)「資産の流動化に関する法律」に基づき設立される法人

3 横浜市の環境の現状

◆H20年度 大気の状態

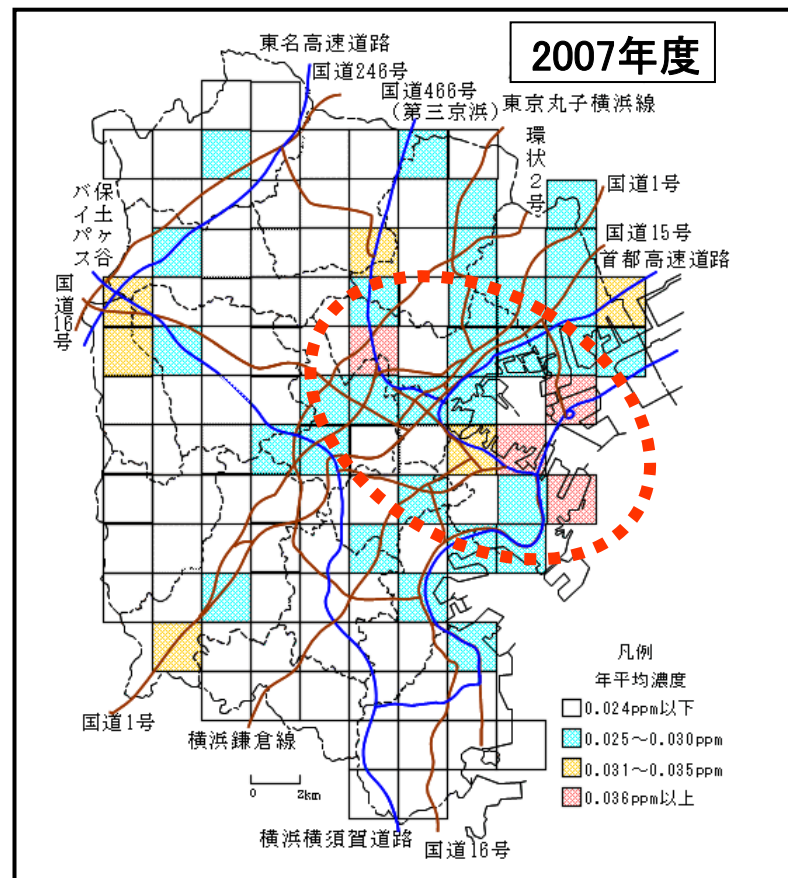
【環境目標の達成状況】

物質	一般局	自排局
SO ₂	全て	
CO		全て
SPM	全て	全て
NO ₂	16局	全て
光化学オキシダント	0局	

「H20年度測定結果」

・NO₂と光化学オキシダントは、一部環境目標値を達成していない。

・NO₂は、大規模工場群や主要道路が集中している地域で濃度が高い



「簡易測定による二酸化窒素の市内濃度分布図」

横浜市環境監視センターHPより

- ・一般局;一般環境大気測定局(20局)
- ・自排局:自動車排ガス測定局(8局)

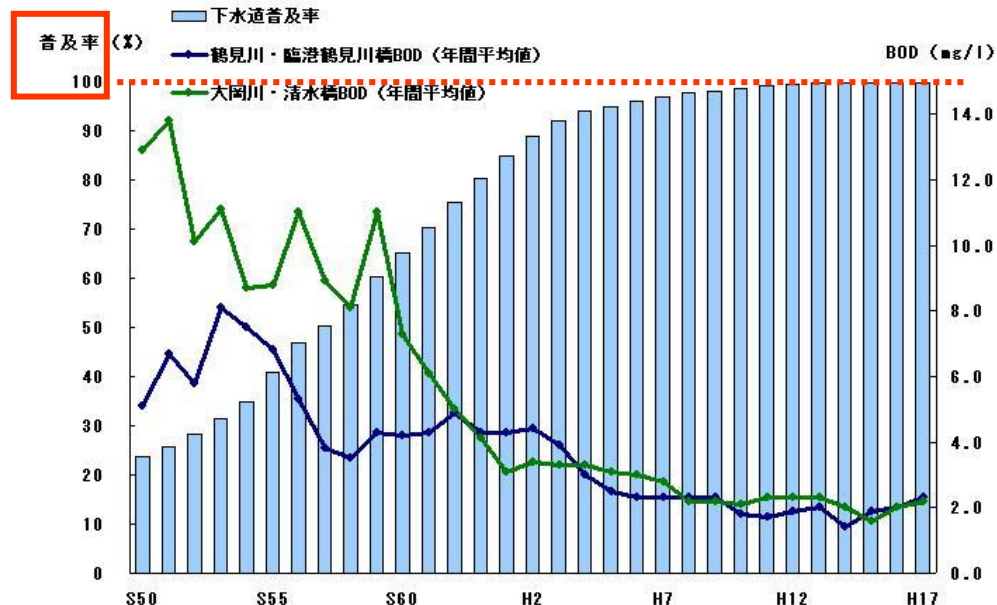
3 横浜市の環境の現状

◆H20年度 水質の状況

【環境基準の適合状況】

	項目	適合地点
河川	BOD	20/21
海域	COD	5/7
	全窒素	3/7
	全りん	3/7

「H20年度測定結果」



「下水道普及率・水質測定データ」

横浜市環境創造局HPより

- ・下水道の普及により、河川の水質は改善されてきている。
- ・海域は、環境基準に適合していない地点が半数近くある。

3 横浜市の環境の現状(新たな政策課題)

◆横浜の緑

- ・緑の総量は減少し続けている。
- ・約6割が樹林地であり、緑の維持には樹林地の保全が重要

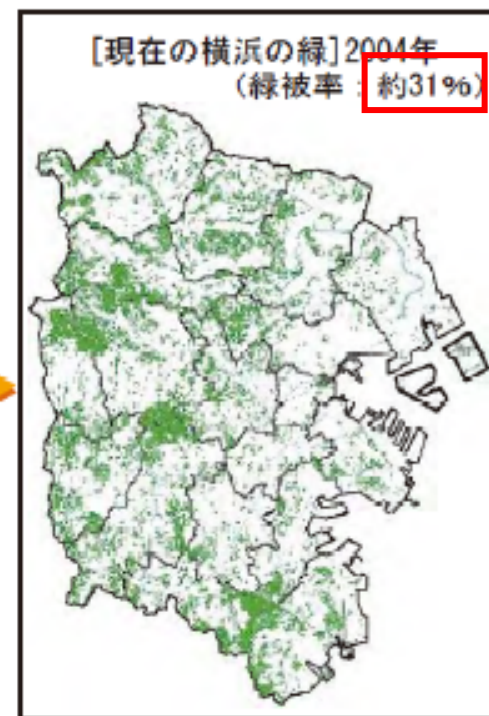
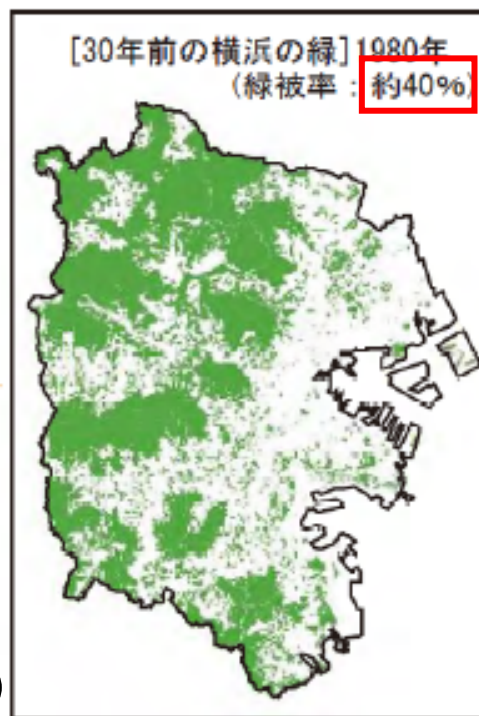


【緑の保全については】

- ・横浜市中期計画(平成18年)

の重点施策の1つ

- ・「横浜みどりアップ計画(平成21年)」を策定し、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めている



「横浜みどりアップ計画
(新規拡充施策)平成21年3月」より

3 横浜市の環境の現状(新たな政策課題)

◆脱温暖化について

- 「横浜市地球温暖化対策地域推進計画(平成18年11月)」
- 「横浜市温暖化行動方針(CO-DO30)(平成20年1月)」
- 「CO-DO30 ロードマップ/環境モデル都市アクションプラン(平成21年1月)」
を策定し、様々な取組を進めている

◆生物多様性について

- 「横浜市生物多様性保全再生指針
～横浜に人と生き物のにぎわいを！～(平成21年3月)」を策定
- 生物多様性地域戦略策定に向けた取組

3 横浜市の環境の現状

◆横浜の土地利用の方針 「横浜国際港都建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成15年3月）」抜粋

【基本方針】

魅力ある市街地環境の創造と自然的環境の保全を図り、快適な環境づくりを総合的に推進するとともに、機能別に土地利用を誘導することにより、バランスのとれた土地利用を実現する。

《市街地の土地利用の方針》

- ・都心等では、都市基盤整備と土地の高度利用を図りつつ、商業・業務施設をはじめとする都市機能の立地、誘導を促進する。

《市街化調整区域の土地利用の方針》

- ・山林や農地を中心に積極的に保全するとともに、市民が自然に親しむ場として、利活用を図り、基本的には開発を抑制する。

4 制度の課題等

《検討の背景》

- 審査実績の蓄積 ⇒ 審査手続、対象事業要件の課題など
- 法制度の見直し ⇒ 法制度との関係での課題
- 社会情勢の変化 ⇒ 対象事業要件の課題など
- 市民意識の一層の高まり ⇒ 情報提供の時期・方法の課題など
- 新たな政策課題への対応 ⇒ 脱温暖化、緑の保全への寄与

- 環境配慮がより一層進められる制度に
- 事業者が、市民と適切なコミュニケーションが図れる制度に
- 市民にわかりやすい制度に
- 審査手続きが効果的、効率的な制度に

以下について、課題等を整理

- ・ 審査等の手続き
- ・ 対象とする事業の要件
- ・ 評価項目等の考え方
- ・ 法制度との関係
- ・ より早い段階からの環境配慮

4 制度の課題等

【検討内容】 審査等の手続き

《課題等》

- ◆ 審査手続きが、スクリーニングから事後調査まで数段階にわたり複雑なため、わかりづらいとの批判がある。
- ◆ 市民に適切な段階で情報提供し、事業者との対話をより一層進める必要がある。
- ◆ 手続きに時間がかかるため、事業者に過大な負担がかかっているとの声がある。

4 制度の課題等

【検討内容】 対象とする事業の要件

《課題等》

- ◆緑の保全や、横浜都心部の高次利用の適切な誘導など、まちづくりの課題がある。
- ◆電力自由化に伴い、事業形態が多様化した発電事業に対応できていない。
- ◆廃棄物の処理方法など、事業の内容に応じた適切な要件設定が必要である。

4 制度の課題等

【検討内容】 評価項目等の考え方

《課題等》

- ◆脱温暖化に向けて、一層の取組の推進が求められているが、温室効果ガスが評価項目となっていない。
- ◆アセスの評価項目及び配慮項目が、環境分野の総合計画である「環境管理計画(環境配慮指針編)」の配慮項目を網羅していない。

4 制度の課題等

【検討内容】 法制度との関係

《課題等》

- ◆法対象事業である道路事業には、10万を超える意見書が提出されているが、市長意見を直接事業者に提出できない。
- ◆法対象事業に対する市長意見の形成にあたっては、条例対象事業と同様に審査会で審議、意見陳述を基に作成している。

4 制度の課題等

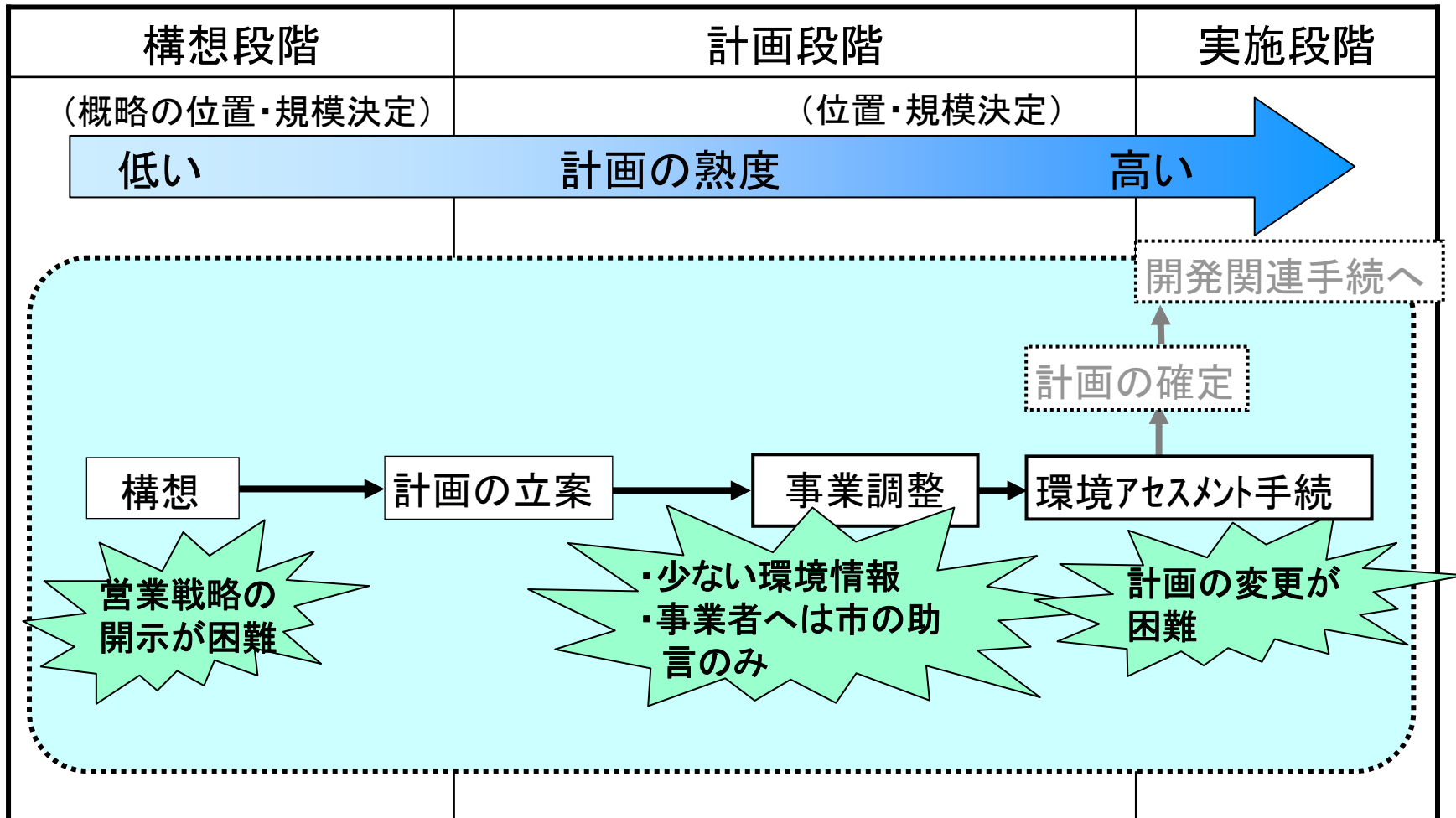
【検討内容】より早い段階からの環境配慮

《課題等》

- ◆事業の構想段階において、積極的に情報公開を行うことにより市民参加を促し、より良い計画とすることが望ましい。 例)国土交通省のPI
- ◆環境負荷をより一層低減させるためには、方法書手続きよりも早い段階から、環境への配慮を行うことが効果的である。

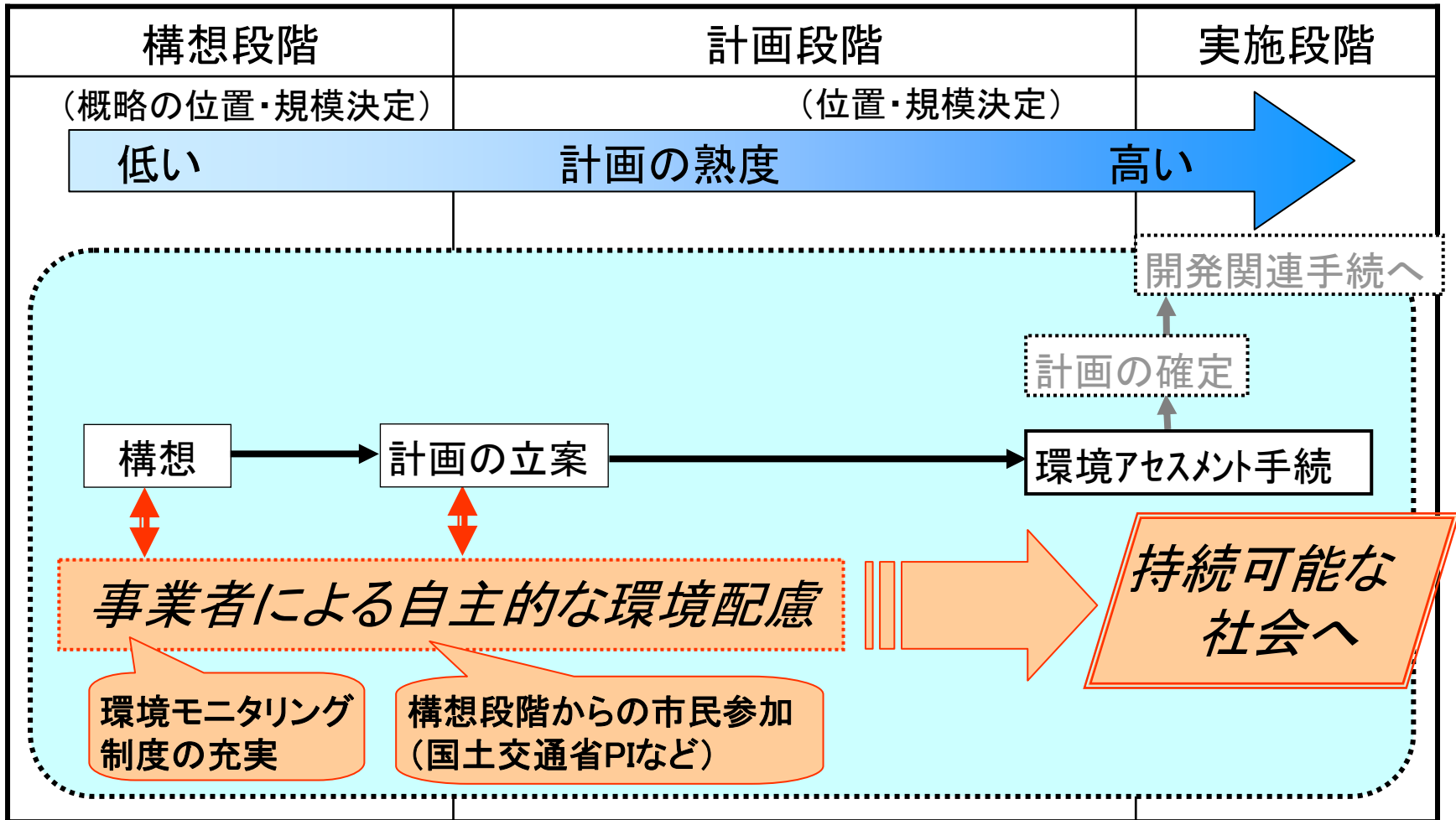
4 制度の課題等

◆現在の環境配慮の流れ



4 制度の課題等

◆望ましい環境配慮の流れ



4 制度の課題等

現在の環境配慮の流れ



望ましい環境配慮の流れ

ギャップをどう埋めるか

◇現状行われている取組み

- ・PI(パブリックインボルメント)国土交通省
- ・SEA(戦略的環境アセスメント)環境省

- ・民間事業の情報開示の困難さ
- ・環境面以外の、経済的、社会的側面をどう勘案するか